

9 訪問系サービス・短期入所

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、ホームヘルプサービス、ショートステイなどの在宅福祉サービスなどが提供されています。

施策の種類	内 容	費用負担等	申込機関名等
居宅介護 (ホームヘルプ) ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精 ☐ 難	障害者・障害児が、居宅において自立した生活を営むことができるよう、家庭を訪問して、食事・入浴等の介護、調理・洗濯等の家事並びに生活に関する相談・助言等の援助を行います。	所得に着目した負担(所得に応じた月額上限額の設定。ただし、サービス利用量が少なく1割の定率負担のほうが高い場合には1割の定率負担。)	指定事業者 ※事前に市町の支給決定を受けることが必要です。
重度訪問介護 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精	重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常時介護が必要な障害者が、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事、生活に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護等の援助を総合的にを行います。		
同行援護 ☐ 身	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者・障害児につき、外出時において、障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他外出する際の必要な援助を行います。		
行動援護 ☐ 知 ☐ 精	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する常時介護が必要な障害者・障害児が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際に必要な援助を行います。		
重度障害者等包括支援 ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精 ☐ 難	常時介護が必要で、意思疎通を図ることに著しい支障がある障害者・障害児のうち、四肢の麻痺及び寝たきり状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有しているものに居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。		
短期入所 (ショートステイ) ☐ 身 ☐ 知 ☐ 精 ☐ 難	介護を行う人の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障害者・障害児を障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所させて、食事、入浴、排せつ等の介護その他必要な支援を行います。		